

## 軽油引取税

### 1 減免の対象

災害その他特別の事情により、特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、流出、滅失し回収不能となった場合又は汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなったことにより廃棄等した場合（以下「亡失等」という。）は、申請により納付すべき軽油引取税を免除します。

### 2 減免する税額

$$\left( \begin{array}{l} \text{災害その他特別の事情がある場合} \\ \text{と認められる軽油の数量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{福島県税条例附則第 10 条} \\ \text{の 2 の 8 の 税 率} \end{array} \right)$$

※現在は1リットルあたり32.1円です。

### 3 減免の申請

納期限を経過する日（東日本大震災に係る申請期限についてはご相談ください）までに「軽油引取税減免申請書（様式1）」に、次に掲げる書類を添付し提出してください。

- (1) 市町村長又は消防署長が発行する当該貯蔵設備等の被害の状況を証する書面（罹災証明書など）
- (2) 亡失した数量について確認できる仕入帳簿等や納品書等
- (3) 上記(1)の取得が困難な場合等においては、航空写真などの被災の事実関係の把握ができる資料（申出書を含む）。

なお、タンクローリー車等からの亡失等の場合は、添付資料に被災場所と当該車両等の登録番号を記載してください。

### 4 その他

- (1) 減免を受けようとする軽油の数量については、軽油引取税納付申告書（地方税法施行規則様式第16号の12様式「特徴者の場合：消費した軽油の数量⑩欄、免税軽油使用者の場合：消費した軽油の数量⑪欄」）に記載して申告してください。
- (2) 後日の県税職員の調査等により事実と異なる申請（記載内容）であることが判明した場合は、後日更正します。
- (3) 上記3(3)に記載する「申出書」については、特に様式は問いません。

#### <参考>災害その他特別の事情がある場合と認められるもの

特別徴収義務者の未課税軽油在庫や免税軽油使用者等の免税軽油が災害により亡失等したときなど具体的には以下のようなケースが想定されます。

- (1) 津波や台風に伴う洪水により特別徴収義務者の給油所（未課税軽油）が浸水し、地下タンク内軽油が使用不能となったとき。
- (2) 特別徴収義務者の所有する未課税軽油を積んだローリー車が、配送途中で津波に巻き込まれ行方不明となった又は積載した軽油が流出したとするとき。
- (3) 免税軽油使用者が所有するドラム缶貯蔵の免税軽油が津波により流出したとするとき。
- (4) 元免税軽油使用者が免税対象事業を廃止し、所有の免税軽油を今後消費又は譲渡するものとして事前申告（納付）した免税軽油が台風による洪水で流出したとするとき。